

# PTA規約

【令和6年3月7日改正版】

- ・横浜市立二つ橋小学校PTA規約
- ・運用細則
- ・運営内規
- ・特別会計規約
- ・個人情報取扱規則

横浜市立二つ橋小学校

設立日 昭和40年4月1日

# 横浜市立二つ橋小学校PTA規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、横浜市立二つ橋小学校PTAと称し、事務所を同校内(横浜市瀬谷区二ツ橋町507番地)に置く。

(目的)

第2条 この会は、保護者と教員が協力し、学校、家庭、社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭との理解を深め、学校教育に協力する。
- (2) 児童のよい父母、よい教員となるための研修を行う。
- (3) 教育環境、生活環境の改善を図る。
- (4) 地域の諸団体及び機関と協力し、児童の健全育成を図る。
- (5) その他、目的達成に必要な活動を行う。

(方針)

第4条 この会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 教育を本旨として、政党や宗教に偏ることなく、営利を目的としない民主団体として活動する。
- (2) 児童の育成や福祉活動をする他の諸団体及び機関と協力するが、支配や干渉を受けるものではない。
- (3) この会は、学校管理、運営、人事には干渉しない。

## 第2章 会員

(資格)

第5条 この会の会員となる資格は、学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる人と学校に勤務する教員とする。

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第3章 会 計

### (会 費)

第7条 この会の経費は、会費、その他の収入に係る本会計及び特別会計を以てこれにあてる。ただし、臨時会費を必要とする場合は、総会の承認を得なければならない。特別会計は別途規定を定める。

第8条 会費の徴収は、一世帯単位として、月額は総会で決定し、月々またはまとめて納めることとする。その他会費に関する必要な事項は、細則第4章第12条にて定める。

### (会費の管理)

第9条 会計は、総会において議決された予算に基づいて行い、決算は会計監査を受け総会に報告し、承認を得なければならない。

### (緊急時の予算組み替え措置)

第10条 社会情勢等により、予算の組み替えを行うことが出来る。ただし、役員会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第4章 役 員

### (役 員)

第12条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 書 記 3名(うち教員1名)
- (4) 会 計 2名
- (5) 会 計 監 査 2名

### (任 期)

第13条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、2年とし、再選は妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、推薦委員会が選出する。この場合において、選出された役員任期は、残存期間とする。
- (3) 前条の規程にかかわらず、教員から選出される役員選出と任期は、学校事情により学校長に一任する。

### (役員選出)

第14条 役員選出は、規約運用細則により定める。

(任 務)

第 15 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 書記は、会議の議事とその他必要なものを記録し、一般庶務事項を処理する。
- (4) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査は、この会の会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

## 第5章 この会の機関

### 第1節 機関の種類

(会の機関)

第 16 条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) 会計監査
- (4) 推薦委員会
- (5) 専門委員会

### 第2節 総 会

(性格と構成)

第 17 条 総会は、この会の最高機関であり、全会員をもって構成される。

(総会の招集)

第 18 条

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は前期と後期の2回開催し、会長が招集する。ただし、新役員を選出は後期総会にて推薦委員が行うこととする。
- (2) 後期総会は文書による総会とする。
- (3) 災害時等の緊急事態のため止むを得ず開催することができない場合には、運営委員会、または役員会に諮り文書による総会とする。ただし、後期総会は文書による総会とする。
- (4) 臨時総会は、全会員の3分の1以上が会議の目的事項を示し、請求があったとき、または運営委員会で必要と認めるとき、開催する。

(総会に付議する事項)

第19条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前期総会 前年度事業報告及び決算報告の承認、活動計画案並びに予算案の承認。
- (2) 後期総会 新役員の選出及び承認。
- (3) その他、前各号に規程なき重要な事項。

(成立と議決)

第20条 総会の成立は、全会員の3分の1以上の出席者(書面による議決権行使書・委任状を含む)で成立し、総会の議決は出席者の過半数の同意を持って成立する。なお、後期総会については、議決権行使書の提出を持って出席に代えることとする。

### 第3節 運営委員会

(構成と任務)

第21条 運営委員会は、役員、学校長、副校長ならびに専門委員会をもって構成し、次の任務を行う。

- (1) 総会で決議承認された事項の推進。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の審議と調整。
- (4) 緊急を要することがらについて、総会に代わって決定することができる。但し、次の総会で報告しなければならない。
- (5) その他、この会の運営に必要な事項。

(成立及び開催)

第22条 運営委員会の成立は、半数以上の出席によって開かれ、議事は出席者の過半数によって決定とする。但し、委任状をもって出席にかえることができる。

### 第4節 役員会

(構成と任務)

第23条 役員会は、役員、学校長及び副校長で構成し、次の任務を行う。

- (1) 運営委員会に提出する議案の作成、ならびに運営に関する企画及び検討。
- (2) その他、緊急事項に関すること。

## 第5節 専門委員会

(種類)

第24条 専門委員会は、次の委員会を置く。

- (1) P T A 委員会
- (2) 校外委員会

(任務)

第25条 専門委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) P T A 委員会  
学校と家庭の親和をはかり教育環境の向上に協力する。
- (2) 校外委員会  
学校及び地域団体と協力し、校外での児童の健全な育成に努める。

(委員の選出)

第26条 専門委員の選出は、規約運用細則により定める。

## 第6節 役員推薦委員会

(推薦委員会)

第27条

- (1) 役員推薦委員会(以下、推薦委員会という)は、次年度の役員を推薦するために設けるものとする。
- (2) 推薦委員会は、次期役員を後期総会で選出し、承認を得る。
- (3) 推薦委員会は、役員特典について学校と協議し、決定をする。

(推薦委員会の構成)

第28条

- (1) 推薦委員会の委員は、校長及び副校長、全学年より最低4名を選出し、互選により委員長及び副委員長を決める。

## 第7節 特別委員会

(性格と構成)

第29条

- (1) 特別委員会は、必要に応じて設けられるもので、運営委員会の議を経て委員を選出し、目的達成された際は速やかに解散する。
- (2) 委員は、PTA、学校、地域代表をもって構成する。

## 第6章 改 正

(改 正)

第30条

- (1) この規約は、総会において出席者(書面による議決権行使書を含む)過半数の賛成により改正することができる。
- (2) 改正案については、総会の5日前までに全会員に通知しなければならない。

## 第7章 雑 則

(運用細則への委任)

第31条 この規約に定めるものの他、運営に必要な事項は運用細則で定める。

## 第8章 附 則

1. この規約は、昭和43年 4月 1日より施行する。
2. この規約は、昭和58年 4月 1日より一部改正し、施行する。
3. この規約は、昭和63年 4月 1日より一部改正し、施行する。
4. この規約は、平成 3年 4月 1日より一部改正し、施行する。
5. この規約は、平成 8年 4月 1日より一部改正し、施行する。
6. この規約は、平成14年 5月10日より一部改正し、施行する。
7. この規約は、平成15年 5月 9日より一部改正し、施行する。
8. この規約は、平成16年 5月14日より一部改正し、施行する。
9. この規約は、令和 2年 4月 1日より一部改正し、施行する。
10. この規約は、令和 3年 5月14日より一部改正し、施行する。
11. この規約は、令和 4年 5月13日より一部改正し、施行する。

# PTA規約運用細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 このPTA運用細則は、二つ橋小学校PTA規約(以下PTA規約という)第1章第2条の目的を達成するために、規約第7章第31条に基づき、必要な事項を定める。

## 第2章 役員及び各委員等の選出

(役員推薦委員の選出)

第2条 推薦委員の構成は、PTA規約第28条による。

第3条 推薦委員の中から互選により、委員長・副委員長を決め、その委員の氏名を文章により前期総会にて発表する。

(役員の選出)

第4条 役員の選出は、PTA規約第4章第12条に基づき、推薦委員が選出する。

第5条 推薦委員会は、推薦した役員を後期総会で選出し、承認を受けなければならない。

(専門委員の選出)

第6条 PTA委員は、各学年より選出する。

第7条 校外委員は、各地区より選出し、児童数により増減することができる。

※各地区は、次のとおりとする。

相沢第1 相沢原 ニツ橋中部 ニツ橋北部 ニツ橋南部  
楽老ハイツ 楽老峰 上楽老峰 東野 フラット楽老

第8条 専門委員会担当の教員の選出は、学校長に一任する。

第9条 区P連常置委員は、その年の区P連常置委員となる専門部の役員より、互選により選出する。

## 第3章 招集

第10条 各機関会議の招集は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、事前に議案を示し、会長が招集する。
- (2) 運営委員会は、必要に応じ、会長が招集する。
- (3) 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。
- (4) 推薦委員会は、推薦委員長が招集する。
- (5) 特別委員会は、会長の承諾を得て、その委員長が招集する。



## 第4章 会費

### 第11条

- (1) 会員は、一世帯月額 250 円(年額 3,000 円)の会費を前期 6 か月分(4 月～9 月)、後期6か月分(10 月～3 月)の年2回定められた日に納入する。但し、教職員は、別に定められた日に納入する。
- (2) 年度途中の入退会については、原則、月単位での徴収及び返金を行う。その月に1日でも在籍がある場合はその月の会費は徴収する。但し、6年生の10月以降の途中入会についてのみ、卒業関連の支出があるため、後期分全額を一括納入するものとする。

## 第5章 旅費

第12条 役員及び会員が、この会のため出張するときは、次の号により支給する。

- (1) 出張旅費は、実費を支給する。
- (2) 前項の規定以外の出張については、運営委員会で協議して支給する。

## 第6章 慶弔費

第13条 会計の慶弔が生じた場合は、別に定めえる運営内規により金額を支給する。

## 第7章 その他

(スクールゾーン対策協議会)

第14条 スクールゾーン対策協議会は、PTA役員、校外委員、学校代表、地域団体代表、地域自治会代表をもって構成し、PTA会長が会長となる。

(瀬谷区交通安全母の会)

第15条 瀬谷区交通安全母の会にPTAとして加入し、各地区より輪番により最大4名を選出する。また、各地区とは、校外委員を選出する地区と同様とする。

(通信費)

第16条 1年の任期満了時には、通信費として、本部役員、校外委員長、推薦委員長に2,000円、校外委員、推薦委員に1,000円支給する。  
なお、会計監査は通信費のかかる活動がないため、通信費の支給は行わない。

## 第8章 改正

第1条 この運用細則は、必要に応じて運営委員会の議決により改正することができる。

## 第9章 附則

1. この運用細則は、昭和58年 4月 1日より施行する。
2. この運用細則は、昭和63年 4月 1日より一部改正し、施行する。
3. この運用細則は、平成 3年 4月 1日より一部改正し、施行する。
4. この運用細則は、平成 7年 4月 1日より一部改正し、施行する。
5. この運用細則は、平成 8年 4月 1日より一部改正し、施行する。
6. この運用細則は、平成14年 5月10日より一部改正し、施行する。
7. この運用細則は、平成16年 3月 5日より一部改正し、施行する。
8. この運用細則は、平成26年 5月17日より一部改正し、施行する。
9. この運用細則は、平成30年 3月 2日より一部改正し、施行する。
10. この運用細則は、令和 2年 4月 1日より一部改正し、施行する。
11. この運用細則は、令和 3年 5月14日より一部改正し、施行する。
12. この運用細則は、令和 4年 2月 4日より一部改正し、施行する。
13. この運用細則は、令和 4年 5月13日より一部改正し、施行する。
14. この運用細則は、令和 6年 3月 7日より一部改正し、施行する。

## 二つ橋小学校 PTA 運営内規

二つ橋小学校 PTA 規約運用細則第6章第14条に基づき、慶弔に関する内規をここに定める。

第1条 慶弔費を受ける PTA 会員またはそれに代わる者より申告があった場合は、次の表により支出する。

会費	児 童	父 母 または それに 準ずる保護者	教職員
死亡弔慰金	香典 5千円 生花 1万5千円	香典 5千円 生花 1万5千円	香典 5千円 生花 1万5千円 (但し、会員の同居の親・配偶者・子については香典のみとする)
病氣見舞い金	1ヶ月以上の ケガ・病氣入院 5千円	1ヶ月以上の ケガ・病氣入院 5千円	1ヶ月以上の ケガ・病氣入院 5千円

※上記生花代は税込価格とする。

※1基の生花代が上記の金額をこえる場合には、役員会で協議して支給できるものとする。

第2条

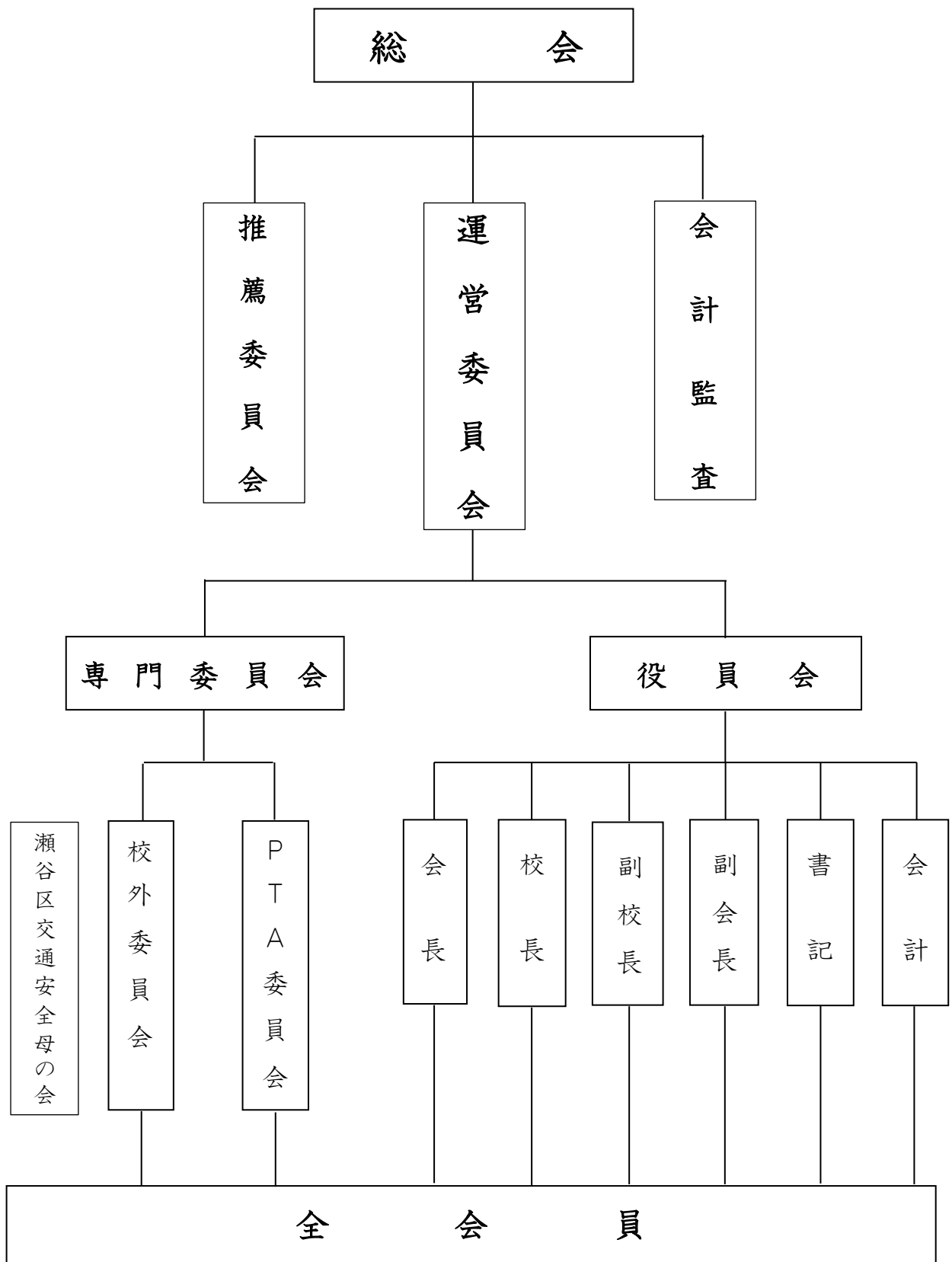
- (1) 教職員の転退職の際には、本部役員会で協議し花束(3,000円程度を上限とする)を贈る。
- (2) 1年の任期満了時には、慰労として、本部役員、会計監査、および全委員会(母の会含む)に500円のプリペイドカードを贈る

第3条 慶事については、措置を施さない。

第4条 この規定による一切の返礼は受け取らない。

第5条 この内規に定めのない事項に関しては、役員会で協議のうえ決定し対処するものとする。

# 二つ橋小学校PTA組織図



## 二つ橋小学校PTA特別会計規約

### (名 称)

第1条 本会計は、二つ橋小学校PTA特別会計と称し、「運営基金積立金」と「大型備品積立金」とする。

### (使途目的)

第2条 本会計は、PTAの通常活動の範囲を超えて必要となる以下の場合において、活動資金に充当するためのものである。また「運営基金積立金」と「大型備品積立金」の運営について目的毎に会計を明確にする。

2 運営基金積立金とは、つぎのとおりである。

(1)周年行事準備金（直接児童に関する支出のみとする。飲食については含まない）とする。

(2)児童の安全対策に備える事とする。

(3)児童減少による本予算実行途中に残高不足の場合は、暫定的にこの会計より本会計に繰り出しその支出に充てることができる事とする。

3 大型備品積立金とは、PTA室のコピー機、印刷機等10万円を超えて購入する備品に備える事とする。

### (会 計)

第3条 本会計の積立金は毎年本会計から繰入れ充当する。

2 積立金と積立金の上限について以下のとおり定めるものとする。

(1)運営基金積立金は、本会計から毎年15万円を繰入れ、150万円を上限とする。上限を超えた場合の次年度は、本会計から支出しないものとし、支出した場合は、定めた積立額または上限の不足分を補てんするものとする。

(2)大型備品積立金は、本会計から毎年10万円を繰入れ、100万円を上限とする。上限を超えた場合は、前項に準じる。

(3)本会計は、会計監査を行い総会にて収支決算報告を行う。

### (支 出)

第4条 運営基金積立金の使用に際しては、第2条の目的に合致するか確認を行い、総会または臨時総会で承認を得た上で支出するものとする。

2 大型備品積立金の使用に際しては、本部役員会で協議した上で第2条の目的に合致するか確認を行い支出するものとする。

### (支出記録)

第5条 本会計の使途記録については、「周年行事資料」、「児童安全対策資料」、「大型備品資料」等使途目的ごとに使途明細記録を残し、次に引き継ぐ事とする。これは使途目的や積み立て金額・目標金額等の見直しの参考とするものである。

(改正)

第6条 規約の変更については、この規定の改正案を受けて検討するものとする。

(附則)

第7条 この規約は、令和3年5月14日より施行する。

## 二つ橋小学校PTA個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 この規約は、二つ橋小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2)要配慮情報 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる情報をいう。
- (3)個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び紙面で処理した個人情報を一定の規則に従い整理・分類し、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態においているものをいう。
- (4)個人データ 個人情報データベース等を構成するものをいう。
- (5)保有個人データ 開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (6)本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。
- (7)役員/委員 直接又は間接に PTA活動の業務に従事している者をいう。
- (8)従業者 本会の指揮伝達を受けて本会業務に従事する者をいう。
- (9)政 令 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)をいう。

### (責務)

第3条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、実施するあらゆるPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(責任者)

第4条 本会における個人情報保護責任者は、PTA会長とする。

- 2 個人情報保護責任者は、個人情報の取得及び個人情報の保護管理に関する業務を統括整理するとともに、個人情報の取り扱いに必要なかつ適切な措置を講じて、それを徹底する。

(管理者)

第5条 本会における個人情報管理者は、PTA本部役員とする。

- 2 個人情報管理者は、個人情報の取得及び個人情報を適切に管理する任に当たり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努める。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報データベースの責任者・管理者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などについては、取得しないものとする。

(周知)

第8条 本会において取得・保持する個人情報取扱いの方法は総会資料、または文書等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第9条 個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。又、円滑なPTA活動をおこなうために次の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- (4) その他、PTAの業務遂行上必要となる情報

- 2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(利用)

第10条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費集金、管理
- (2) その他の文書等の送付
- (3) 役員・委員・会員等の名簿の作成



(利用目的による制限)

第11条 本会は、収集した個人情報事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(管 理)

第12条 個人情報保護責任者又は個人情報管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1)紛失、破損その他の事故防止
- (2)改ざん及び漏えいの防止
- (3)個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4)不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する時は、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等)

第13条 個人情報データベース等は、施錠したキャビネット又は部屋にて厳重に管理し保管する。電子機器・電子媒体については、最新に維持した状態で作業・保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合は、USBメモリ等のリムーバブルメディアへの保存及び電子メールでの送付も含め、暗号化しファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者への提供の制限)

第14条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第15条 本会は、個人情報を第三者(前条第14条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供年月日
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者からの提供を受ける際の確認等)

第16条 本会は、第三者(前条第14条第1号から第4号の場合及び県、市役所区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第17条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第18条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護責任者に報告する。

(研修又は見直し)

第19条 本会は、PTA本部役員及び個人情報を取り扱う従事者に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について研修又は見直しを実施するものとする。

(苦情の処理)

第20条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第21条 本会の「横浜市立二つ橋小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

(付則)

第22条 本規則は、令和3年5月14日より施行する。